

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月1日から同年8月1日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。A事業所には昭和49年7月31日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所の辞令書により、申立人が昭和49年2月1日から同年7月31日まで非常勤嘱託職員として申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所では、同事業所の非常勤嘱託職員の厚生年金保険への加入基準について「2か月を超えて勤務することになる日から厚生年金保険に加入させている。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和49年2月1日に勤務を開始し、2か月经過した同年4月1日から厚生年金保険に加入したことが確認できることから、継続勤務が認められる申立期間についても厚生年金保険の加入対象者であったものと考えられる。

さらに、同事業所は「厚生年金保険加入対象者については、給与から厚生年金保険料は控除していたはずである。」と供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所にお

ける昭和 49 年 6 月のオンライン記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、昭和 49 年 7 月 1 日付けで申立人の資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 49 年 7 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 6 日まで
② 昭和 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②について、昭和 23 年 3 月 29 日に脱退手当金が支給されている旨の回答を得たが、請求手続を行うはずもないため脱退手当金支給済みとなっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 5 か月後の昭和 23 年 3 月 29 日に支給されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、未請求となっている期間(昭和 20 年 9 月 5 日から同月 26 日まで、B社C支店勤務)がある。さらに、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは脱退手当金の支給事務処理上不自然と言わざるを得ない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から62年7月まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。平成元年9月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続を行った後、納付書が届き、総額40万円くらいであったため、同区役所窓口で確認したところ「このままでは年金をもらうために必要な月数が不足する。金額はそのくらいになる。」との説明を受け、数回に分けて納付したのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の記号番号は、申立期間を経過した平成元年10月ごろに払い出され、申立人が20歳になった昭和47年*月*日にさかのぼって、国民年金の加入記録が整理されていることが確認できるが、年金手帳記号番号払出時において、申立期間は既に時効が到来しており、制度上、保険料を納付することはできない上、オンライン記録によっても、申立期間において、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る納付書がA区役所から送付され、同区役所の窓口で保険料を納付したと主張しているが、同区役所に照会したところ、「社会保険事務所に代わって過年度分保険料の納付書を発行し、収納することはなかった。」と回答している。

さらに、申立人が、保険料はA区役所の窓口でのみ納付したと主張していることを踏まえると、申立人が納付したとする金額は、年金手帳記号番号払出時に納付が可能であった保険料と国民年金の加入手続と同時期に手

続を行った国民健康保険料及び保育料とを合算したものである可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案 376 (事案 243 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 5 月まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 52 年 4 月から 53 年 5 月まで、A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録、同僚の供述等により、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは確認できるが、i) A 事業所は当時の人事記録、賃金台帳等を廃棄していること、ii) 当時の同僚に確認したが、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述を得ることができないこと、iii) ほかに厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

申立人は、再申立てに関する新たな情報として、当時の同僚 3 人の名前を思い出したので確認してほしいとして再申立てを行ったものであるが、申立人が挙げた同僚 3 人のうち 1 人は前回既に照会・確認済みであり、あとの 2 人については、文書で照会するも回答を得ることができなかった。

さらに、今回、新たに申立期間に申立事業所に勤務していた同僚 13 人に照会したところ、6 人から回答があり、2 人は申立人を記憶していたものの厚生年金保険の加入、厚生年金保険料の控除を確認できるような具体的な供述を得ることができなかった。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者とし

て厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA商店（現在は、B社）における資格取得日（昭和45年2月1日）及び資格喪失日（同年5月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から同年4月まで
② 昭和52年4月から53年5月まで

昭和45年2月から同年4月まではA商店に、52年4月から53年5月まではC事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録のうち、申立期間①については、同僚の供述等から申立人が申立期間にA商店に勤務していたことが認められる上、当時のA商店の経理担当者の「たとえ短期間雇用であっても、勤務開始時から厚生年金保険には加入させていたはずである。」との供述や同年代の同僚3人がいずれも申立期間当時に同商店での厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、i) 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及びii) 事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年12月24日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格取得日が昭和45年2月1日に、資格喪失日が同年5月1日に、標準報酬月額が2万4,000円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、B社から提出された申立人の申立期

間①に係る昭和 45 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料をいったんは事業主から控除されていたが、退職時に控除されていた保険料額（1,612 円）が申立人に還付されていることが確認できる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②については、事業主から新たに提出された関連資料等はない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 32 年 3 月に A 社に正社員として入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では同年 7 月 1 日以降の記録しか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、申立人が昭和 32 年 3 月に A 社に入社し、申立期間に同社で継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和 32 年 7 月 1 日となっている者が 4 人確認できるところ、このうち 1 人は「申立人を含む 3 人は中学校を卒業して同時期（昭和 32 年 3 月）に入社した。」と供述していることから、A 社では、4 か月程度の試用期間があったものと推認できる。

また、上記の同僚 1 人は、「自分の厚生年金保険記録に間違いは無いと思う。」と供述するなど、いずれの同僚からも申立期間の厚生年金保険の加入及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の加入基準や厚生年金保険料控除の有無等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。